

※協会のうごき

R 6年 1月

- 5日 仕事はじめ
- 11日 日事連北東ブロック協議会事務局連絡会議(Web)
- 16日 青年委員会
- 18日 日事連北東ブロック協議会会長会議(Web)
- 19日 令和5年度空き家対策市町村等連絡会議及び第2回市町村空き家担当職員研修会(花田専務理事)
- 22日 「法定講習」新システム説明会(オンライン)
- 26日 「自民党建築設計議員連盟」総会(東京)  
日事連常任理事会(東京)村田会長

R 6年 2月(予定)

- 6日 日事連指導運営委員会(東京)佐藤(友)副会長
- 7日 理事会・新年交流会(ANAクラウンプラザホテル秋田)
- 8日 第52回秋田県工業系高校生徒による建築設計作品コンクール審査会(村田会長)
- 9日 日事連教育情報委員会(東京)村田会長
- 10日 第52回秋田県工業系高校生徒による建築設計作品コンクール表彰式
- 14日 建築士定期講習会(秋田テルサ)
- 15日 「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」全体委員会(東京)原田理事  
北東ブロック協議会会長会議(Web)



障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針の改正を踏まえた所管事業における対応指針改正について

国土交通省

令和6年4月1日より事業者による合理的配慮の提供の義務化等を含む障害を理由とする差別の推進に関する法律の一部を改正する法律が施行されます。  
国土交通省では上記改正を踏まえて、事業者・障害当事者双方の関係者による意見交換の結果を基に、国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の改正を行い、公表しております。

[https://www.mlit.go.jp/report/pree/sogo09\\_hh\\_0003590.html](https://www.mlit.go.jp/report/pree/sogo09_hh_0003590.html)

【設計事業関係】

1・対象事業 設計等(建築士法第23条に規定する設計等)の業を対象とする

2・具体例

(1) 不当な差別的取り扱い

- ① 障害者であることを理由に、設計等の業務を受けることを拒否する
  - ・車椅子利用者に対して、建築士事務所十分な通路幅が無い場合他の打合せ場所の利用を検討することなく、設計等の業務を受けることを拒否する
  - ・障害者が介助者を伴って窓口に行った際に、障害者本人の意思を全く確認せず、介助者のみに対応を求める
  - ・障害があることのみを理由として、一律に、障害者に対して必要な説明を省略する、または説明を行わない
  - ・障害があることやその特性による事由を理由として、契約締結等の際に、必要以上の立会者の同席を求める

② 障害を理由としない、又は、正当な理由があるため、不当な差別的取扱いにあたらないと考えられる事例

(2) 合理的配慮

- ① 合理的配慮の提供の事例
- ② 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる事例
- ③ 合理的配慮の提供義務違反に該当しないと考えられる事例

※上記の詳しい事例については、当協会HP会員ページに掲載しております。

業務報酬基準ガイドライン

(建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について)

国土交通省

R6年1月9日に業務報酬基準告示が公布、施行されました。告示、技術的助言、ガイドラインは以下の国土交通省ホームページにて公開されています。

◎設計、工事監理等に係る業務報酬基準について

[https://www.mlit.go.jp/iutakukentiku/build/iutakukentiku\\_hou\\_se tk\\_000082.html](https://www.mlit.go.jp/iutakukentiku/build/iutakukentiku_hou_se tk_000082.html)

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」

国土交通省住宅局建築指導課

令和5年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなったものの、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追いついていない状況にある。物価上昇を乗り越える構造的な賃上げが実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要である。  
その取引環境の整備の一環として、今般、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を策定した。本指針は、公正取引委員会による令和5年度独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果を踏まえ、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストのうち、労務費の転嫁に係る価格交渉について、「発注者」及び「受注者」それぞれが採るべき行動/求められる行動を12の行動指針として取りまとめたものである。  
労務費の適切な転嫁を実現していくためには、発注者および受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要である。

◎公正取引委員会のYouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>

◎指針及び概要

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/nov/231129\\_roumuhitenka.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/nov/231129_roumuhitenka.html)

第4期 建築士定期講習  
(会場コード1E-52)

令和6年2月14日(水)秋田テルサ 申込受付中